



令和 6 年度労働報酬下限額について

東京都北区公契約条例（令和 4 年 6 月 21 日条例第 21 号）第 7 条第 2 項の規定により、令和 6 年 4 月 1 日から締結する工事又は製造の請負契約以外の請負契約並びに業務委託及び指定管理協定の特定公契約に適用される労働報酬下限額を定めたので、同条例第 7 条第 5 項の規定により下記のとおり告示する。

記

工事又は製造の請負契約以外の請負契約並びに業務委託及び指定管理協定に従事する特定労働者等に係る労働報酬下限額

単位：円（1 時間あたり）

1,191

ただし、区外の施設に係る特定公契約に従事する特定労働者等については、従事する施設が所在する市町村に応じて、下記の労働報酬下限額が適用される。

単位：円（1 時間あたり）

南房総市に所在する施設	1,065
那須町に所在する施設	990

上記に関わらず、年度途中で最低賃金が改定され、労働報酬下限額が改定後の最低賃金を下回った場合は、その効力発生以後の労働報酬下限額は改定後の最低賃金とする。

令和 5 年 12 月 20 日

東京都北区長

山田 加奈

